

ラオス留学生のインターンシップ受入れ

国際協力部教官

矢尾板 隼

第1 はじめに

現在、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対しては、JICA法の支配発展促進プロジェクト¹が実施されている。同プロジェクトでは、長期研修員として留学生の受入れを行っており、この長期研修員として、ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・パパックディ氏と、ラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクン氏の2名が2020年度より慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授の下で法務修士(LL.M.)²の取得に向け研究を行っている³。このたび松尾教授より、前記留学生2名について、当部でのインターンシップ受入れを希望する旨の打診をいただいたことから、我が国の法制度整備支援活動についての理解を深めさせるとともに、学生の研究テーマに沿った日本の法律実務の情報を提供し研究を深化させることを目的としてインターンシップを実施した。

本稿は、このインターンシップについて紹介するものである。なお、本稿中、意見にわたる部分は本職の私見である。

第2 インターンシップの内容

1 概要

(1) 期間

2022年3月2日（水）～同年3月11日（金）

(2) 形式

・3月2日～3月4日

オンライン形式（留学生らは自宅から参加）

・3月7日～3月11日

国際法務総合センターにおいて実施

2 研修内容

(1) ICD部長、教官による講義

当部から、留学生に対し、

・法整備支援概論

¹ プロジェクト期間は2018年7月～2023年7月。プロジェクト開始の経緯については伊藤淳「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS第76号20頁以下)参照。

² 「LL.M.」については「法学修士」という日本語が当てられることもあるが、ここでは、慶應義塾大学の用語に従い「法務修士」とした。<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2022/202247llm-program-online-information-session.html>

³ 両氏からは、ICD創設20周年に寄せてICD NEWSにも寄稿をいただいている。ICD NEWS第87号の68頁以下及び71頁以下参照。なお、長期研修員の枠組みとしては2021年度も新たに2名の留学生が来日し、松尾教授の指導の下で研究を行っている。

- ・日本の法曹養成概論
- ・国が当事者となる訴訟について
- ・不法行為（損害論）
- ・国際私法概論
- ・不動産登記制度

の各講義を行った。

このうち、国家賠償請求訴訟を中心に取上げた「国が当事者となる訴訟について」の講義と、「国際私法概論」の講義は、いずれもラオスにおいてまだ馴染みのない制度だが、将来的に重要な課題となり得るテーマについて、参考となるような情報を提供したものである。

また、「不法行為（損害論）」と、「不動産登記制度」の講義については、それぞれ留学生の研究テーマに関するものとして実施したものである。

すなわち、留学中の慶應義塾大学において、パパックディ氏は不法行為の損害論を、サイモンクン氏は不動産取引における契約と権利移転の関係を、それぞれ研究していることから、裁判官出身の曾我学教官からは不法行為の損害額の認定に関する実務的な考えを、法務省民事局出身の川野麻衣子教官からは不動産登記制度の実務的な取扱いをそれぞれ講義したものである。



（曾我教官による不法行為の講義。写真左端からサイモンクン氏、パパックディ氏、写真右側は曾我教官）

留学生らは、それぞれ慶應義塾大学で参考文献等に基づき研究を進めていたものであるが、実務的な取扱いに関する英語資料は必ずしも豊富でないことから、本インターンシップにおける講義にいずれも高い関心を示しており、積極的な質疑応答・意見交換が行われた。

(2) セミナー傍聴

当部が実施しているラオスに対する支援の一つに、法務省法務総合研究所と、ラオス国立司法研修所との間で締結した協力覚書に基づく共同セミナーがある⁴。

同セミナーは、2021年3月以降、概ね3か月に1度の頻度で、継続的に開催しており、本インターンシップ期間中である2022年3月9日にも実施をしたため、留学生らにこれを傍聴してもらった（同セミナーの詳細については別稿で紹介する。）。

セミナー時間中は、留学生らは概ね傍聴するような形となったが、セミナー修了後、同セミナー内で講義も一部担当した本職との間で、議論の対象となった事例について質疑応答や意見交換を行った。

(3) 留学生らによる発表

インターンシップの最終日に留学生ら自身の職務経験に基づく発表を行ってもらった。なお、十分な発表をしてもらうために、発表準備の時間もインターンシップの中に組み入れることとした。



（留学生らによる発表の様子。右側の女性パパックディ氏が発表中。）

パパックディ氏は、前述のとおり、ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長であり、日本の訟務検事等とは異なる、検察官の民事事件関与についてご経験していたため、同制度の概要、根拠法令等について発表をしてもらった。

また、サイモンクン氏は、ラオス国立司法研修所副所長であることから、同研修所におけるカリキュラムの策定あるいはその改訂、そのための手順等について発表をしてもらった。

⁴ 過去に行われたオンラインセミナーについて、ICD NEWS第88号197頁、同89号99頁参照。

なお、これらの発表内容の詳細については、両氏が用いた資料と共に次号の I C D NEWS で紹介する予定である。

第3 おわりに

令和2年度及び同3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、支援対象国の方を日本に招いて行う本邦研修は一度も実施されず、また I C D 職員の現地出張も一度も実施することができなかった。

したがって、令和2年7月に当部に着任した本職にとって、今回のインターンシップは、初めて支援対象国の方と対面で研修を行う機会となった。講義中にアイコンタクトを取り、相手の反応を見ながら話すことにより相手がきちんと自分の話を理解できているか確認できること、質問をしたような様子がないかも容易に感じ取れること、講義のみならず、休憩時間や昼食の際などに雑談を交わすことで温かな人間関係を育むことが出来ること。対面に勝るコミュニケーションはない、というのは最近言い古されている言葉ではあるが、オンラインの研修ばかりを経験してきた本職にとって、改めて、対面での研修を行う強みを非常に強く感じられた1週間となった。

インターンシップに参加した留学生2名からも高い評価を得ることができ、両名の研究にも何かしら資するものとなったものと思うが、それだけではなく、講義を担当した当部教官、事務方として運営面に携わった専門官、事務官含め、支援対象国の方と直接のコミュニケーションを取ることでより良い人間関係を構築できたことは、対象国との往来が困難となっていた当部職員にとっても極めて大きな財産となった。

この場を借りて、このような機会を得る契機をいただいた松尾教授始め慶應義塾大学職員の皆さまには厚く御礼申し上げたい。



(記念撮影。写真左から本職、サイモンクン氏、パパックディ氏、 I C D 内藤晋太郎部長)